

# 平成20年3月で日本学生支援機構奨学金の貸与が終了（満期）となる奨学生の「返還誓約書」の提出等について

**平成20年3月で日本学生支援機構奨学金の貸与が終了（満期）となる全ての奨学生は、「返還誓約書」の提出が必要です！**

各学部・研究科（学府・教育部）の奨学金担当係もしくは各専攻事務室等を通じて、必ず書類を受け取り、返還誓約書を提出してください。配付物、提出先及び提出期限は下記のとおりです。

なお、貸与終了予定（最終学年）の奨学生については、「適格認定奨学金継続願」は配付されませんので、提出の必要はありません。貸与終了予定者以外を対象とした継続願の配付は、11月下旬以降となります。

## 記

### ○配付物

- ・ 返還誓約書
- ・ 返還のてびき（第一種・第二種）
- ・ 返還特別免除のてびき  
（平成15年度までに採用となった大学院第一種奨学生が配付対象です）
- ・ 「平成20年3月で日本学生支援機構奨学金の貸与が終了（満期）となる奨学生へ」
- ・ 「返還誓約書（借用証書）の記入上の留意点について」
- ・ 65才以上の方を保証人にする場合の「理由書」

### ○提出先 本部奨学厚生グループ奨学チーム

（安田講堂1F 奨学金担当窓口）

### ○提出期限 平成19年12月14日（金）



必ず提出してください。

本部奨学厚生グループ奨学チーム  
平成19年10月12日